

東北女子大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、東北女子大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

建学の精神は、「教育を生活の中に活かせ」「高い教養と正しい躰を身につけよ」「常に希望をいだき時代と共に歩め」の 3 か条で明示されている。この建学の精神を踏まえて大学の使命・目的は学則第 1 条に「家政学に関する高度の学術技芸を教授研究し、(中略) 指導的女性を育成することを目的とする」と明記している。建学の精神と大学の使命・目的は、学生便覧や大学案内、入学式における式辞、保護者への説明、ホームページなどで内外に周知を図っている。

大学は、家政学科と児童学科の 2 学科で構成する家政学部を置き、図書館と「地域資源活用研究センター」を併置している。学部には教授会、学科会議、各種委員会を設置し、教育研究支援組織として事務局、学務課、学生課があり、相互に関連を保ちながら組織・運営されている。

学部及び学科の教育目的は設定され、学科会議、学務委員会などでの検討を通してそれぞれの科目が体系的かつ適切に編成されている。両学科とも「実践的な専門教育」を重視している。また、学生に対する各種アンケート調査を実施し、教育課程の改善や履修指導、学生生活指導などに活用している。なお、学則に学部・学科の教育目的を記載すること、1 年間の履修単位数の上限を設定することが必要である。

アドミッションポリシーは学科ごとに明確にされている。学生へのサービス体制は、学務委員会、学生委員会、学生課を中心に整備され、「助言教員制度」・オフィスアワーと相俟ってきめ細かな学習・就職支援体制やキャリア形成教育体制が構築されている。

教員は設置基準などに定める必要人数が確保され、適切に配置されている。教員の採用・昇任、担当授業時間数、研究費は、各規程に基づいて適切に運用されている。平成 21(2009)年度に「授業改善委員会」が設置され、組織的な FD(Faculty Development)活動がスタートしたが、その成果については今後に期待したい。

職員の採用・昇任・異動は、諸規程に基づいて行われている。SD(Staff Development) は組織的取組みには至っていないが、その「改善・向上計画」が認識されている。職員数は少ないが、高い業務意識を持って広範な事務を円滑に遂行している。

学校法人の運営は、「学校法人柴田学園寄附行為」に基づき学園全体の管理運営が整備さ

れている。教学部門と管理部門の連携は適切である。自己点検・評価の体制整備と運用は規程に基づいて行われている。

財務は、法人全体としては厳しい状況にあるが、中長期計画を策定して収支のバランスを考慮した運営がなされている。財務情報は、学園報・ホームページで開示している。

新キャンパスが平成 22(2010)年 8 月に竣工し、安全で快適な修学環境と安全性が確保され、適切に維持・運営されている。今後は、学生寮の早期耐震検査の実施が望まれる。

「夏期公開講座」の開催、「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」の設立・参加などを通して、大学が持っている物的人的資源を社会に提供するとともに地域との連携に努めている。

社会的機関として必要な組織倫理は、「柴田学園職員就業規則」「セクシュアル・ハラスメント対策委員会規則」の制定、「不正防止計画推進委員会」の設置などにより確立され、適切に運営している。また、「危機管理規則」を制定している。広報活動については、今後、広報委員会が中心となってより積極的に行うよう計画がなされている。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神は、「教育を生活の中に活かせ」「高い教養と正しい躰を身につけよ」「常に希望をいだき時代と共に歩め」の 3 か条で明示されている。この建学の精神を踏まえて大学の使命と目的は、学則第 1 条に「家政学に関する高度の学術技芸を教授研究し、(中略)指導的女性を育成することを目的とする」と明記している。

建学の精神と大学の使命・目的は、学生便覧や履修の手引きに明記するとともに、入学式・卒業式における式辞や年度当初のオリエンテーションにおける講話などを通して学生・教職員に周知を図っている。なお、「ここに人ありき 柴田やす伝」の通読奨励を行い、建学の精神の理解に努めているが、建学の精神の現代的意義と人間形成的意味を学生に丁寧説明するなど、更なる工夫を期待する。

学外に対しては、大学案内やホームページに建学の精神と大学の使命・目的を掲載するとともに、オープンキャンパスや大学説明会、保護者会などで周知を図っている。なお、「一般社会への公表・周知には、まだ課題が残されている」との認識から、ホームページを中心とした広報活動の重要性を再確認するとともにその充実・強化に着手している。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学は、家政学部家政学科と児童学科の1学部2学科で構成され、附属機関として図書館と「地域資源活用研究センター」を設置し、大学の使命・目的を達成する基本組織を整えている。

教養教育に対応する組織体は単独では整備していないが、平成20(2008)年度入学生より共通教養科目としての新カリキュラムを導入し、両学科会議、学務委員会などにおいて継続的検討を行うなど、人間形成のための教養教育の運営体制は整っている。

教育方針などの意思決定に関わる組織として、教授会の下に家政学科会議、児童学科会議と各種委員会を設置し、その支援組織として事務局、学務課、学生課があり、相互に連携を保ちながら運営する組織体制となっている。教育研究上の意思決定過程については、これまで大学独自の慣習に従う運営もみられたが、平成21(2009)年度には各組織の規程整備などに積極的に取り組み、組織運営体制の整備・改善が図られた。

小規模大学の特徴を生かし、教員間の意思疎通は円滑であり、学習者の要求にもきめ細かに対応している。

1学部2学科の大学の特色を生かした組織編制と相互連携において、大学の使命・目的を達成する上で十分な組織運営がなされている。

基準3. 教育課程

【判定】

基準3を満たしている。

【判定理由】

建学の精神に基づき、「専門的知識・技術の教授」「幅広い教養・総合的判断力・豊かな人間性の涵養」を教育課程の編成目的として、教育職員免許、栄養士・保育士免許を取得するための科目も組合せて、体系的にカリキュラムが編成されている。専門教育では、両学科ともに開講単位数の中で演習・実験実習科目の比率が高く、「実践的な専門教育」を重視している。

また、学生の意識を把握するために、「学生による授業評価アンケート」「学生生活に関する実態調査」「本学に対する評価と満足度」といったアンケート調査を実施し、教育課程の改善や履修指導、学生生活指導などに活用している。学部・学科の教育目的が学則に明示されていない点は改善を要するものの、入学案内には人材養成目的を明示している。

平成20(2008)年度から新カリキュラムとして、学科共通の「共通教養科目」(旧一般教育科目)を設定するとともに、教育職員免許取得に関する教科の位置付けを変更するなどして、カリキュラムのスリム化と履修科目の選択幅を広げる改善を積極的に行っている。

【改善を要する点】

- ・学部・学科ごとの教育目的は設定されているが、学則に明示するよう改善が必要である。
- ・1年間の履修単位の上限が設定されていない点について、改善が必要である。

【参考意見】

- ・シラバスにおいて、授業回数に応じた授業内容や学生の成績評価の基準について、具体的に記載していない科目があるので、すべての科目について明示することが望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

アドミッションポリシーは学科ごとに明確に定め、大学案内やホームページで公表し、入試選抜も適切に実施している。教育にふさわしい環境確保のための在籍学生数は概ね定員を充足し、授業を行う学生数は少人数授業の体制として適切である。

学生への学習支援体制は、学務委員会、各課程委員会、「特別指導委員会」、学務課を中心に整備し、教員が個別の学習相談に応じる「助言教員制度」が有効に機能するとともに、オフィスアワーを導入して適切に運営している。また、授業評価アンケートを実施し学習支援に対する学生の意見を把握するなど、学習支援体制を整備し、円滑に運用している。

学生サービス・厚生補導については、学生委員会、学生課を中心に整備し、奨学金制度、課外活動支援、健康管理支援などが行われている。学生サービスに対する要望・要求は、学生生活実態調査によって把握し、併せて学友会の定例総会や意見箱への投書などを通してくみ上げている。教職員によるきめ細かな学生サービスについては、学生の満足度も高く、有効に機能している。

就職・進学支援体制は、学生委員会、「特別指導委員会」、学生課を中心に整備し、就職支援対策として就職対策セミナー、特別指導講座、合格対策講座、模擬試験などを実施し、大学で取得した免許・資格を生かした就職への支援体制が充実している。

中途退学者が比較的少ないことや、就職決定率が高くかつ卒業後の離職者が少ないことなどからも、きめ細かな学習支援体制と免許・資格取得を軸としたキャリア形成教育とが結実した成果が認められる。

【優れた点】

- ・学習支援の仕組みとして「助言教員制度」を設け、クラス主任による週 1 回のクラスガイダンスなどを通じて、個別の学習指導や学生からの意見のくみ上げなどを行い、併せてオフィスアワーも設けるなど、きめ細かな学習支援体制が有効に機能している点は高く評価できる。
- ・教育職員・栄養士・保育士などの免許・資格取得の教育課程に関連し、各種委員会を設置して指導體制を整えるとともに、入学時点から一貫したキャリア形成教育を実施し、学生にとって進路目標が明確化されている点は高く評価できる。
- ・就職・進路支援については、求人情報の提供、就職対策セミナー、各種免許・資格取得特別指導講座の実施や個別相談などの支援体制が整備されており、その成果として就職

決定率が高い数値を維持している点は高く評価できる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

設置基準及び免許・資格課程に係る規程が定める必要教員数を確保し、適切に配置している。教員構成については、高齢化傾向にあるが、平成 22(2010)年度に若手教員 5 人を採用するなど、年齢構成の是正に努力している。昇任においては、教員人事管理の公正さと教育研究活動に対する意欲の向上を図る面から、「選考規程」及び「審査基準に関する内規」の改正を平成 20(2008)年に行っており、今後その効果の検証が求められる。

授業評価アンケートを実施し、その結果に基づいて「検討会」を行い課題の共有化を図っている。平成 21(2009)年度に「授業改善(FD)委員会」が設置され組織的 FD(Faculty Development)活動がスタートし、「授業研修 (公開授業)」などの活動が始まっているが、その成果については今後に期待したい。

教職の現場経験がある実務家教員を配置し、実践的な教育指導を行うことで、学生は実践的な能力の修得と資格取得が可能であり、多くの学生が教育職員免許の取得を希望している。その目的達成のために、教員が一丸となって小規模大学ならではの手厚くきめ細かい指導を行う体制が整えられている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

職員の組織編制は、法人全体として行われ、所属校ごとに事務室を置き職員を配置している。職員の採用・昇任・異動に関する方針は、小規模校であり必ずしも明確に示されていないが、「柴田学園職員就業規則」「教職員任免規程」により行われている。また、総務・経理などの管理業務は法人本部で一括して行い、効率的に運営されている。法人規模として可能な職員の充実のため、再雇用制度の活用を含め、年齢層にも配慮した採用・人事異動による改善を目指している。

職員の資質・能力の向上のための SD(Staff Development)については、組織的取組みには至っていないが、学内研修を計画・実施している。また、日本私立大学協会東北支部の事務研修会などに参加し、大学職員との情報交換を行うなど、職員研修についての「改善・向上計画」の方向性と必要が認識されている。

教育研究支援は、事務局、学務課、学生課、保健室、図書館事務室が連携協力しながら遂行している。各課の行事運営については教員も携わる事務体制をとり、小規模校の特長

東北女子大学

を生かし学生と綿密なコミュニケーションを図っている。教育組織との連携は、教授会に事務長が陪席し、教授会の内容・資料の伝達がなされているほか、職員が各種委員会の事務局として参画し学生の声を反映するなど、教職員の連携を図り共通理解に努めている。職員は積極的に学生と接し、高い業務意識と広範な事務を協同し遂行する体制により、教育研究の支援組織として運営されている。

【改善を要する点】

- ・理事長が法人事務局長を兼務しているが、事務局長としての職務の重要性にかんがみ、職務に専念できる専任者を配置するように改善が必要である。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

学校法人の運営は、「学校法人柴田学園寄附行為」に基づき学園全体の管理運営がなされている。理事会及び評議員会は、寄附行為に基づき理事・監事及び評議員を選任し、開催も適切な回数で行われ、理事・評議員の出席状況も良好で、適切に機能している。

管理部門は法人本部事務局が所管しており、小規模大学の利点を生かして教学部門と連携し、法人全体として事務管理の効率化を図り、円滑な運営が行われている。教学部門と管理部門の連携については、理事・評議員に就任している大学の教職員を通して協議・調整している。

自己点検・評価の実施については、平成 18(2006)年に「東北女子大学自己点検・自己評価委員会」を設置し、平成 19(2007)年度には「自己点検・評価報告書 平成 19 年度」をまとめ、(財)日本高等教育評価機構をはじめ関係大学に送付するなど公表し、その後、平成 20(2008)年 4 月施行の「東北女子大学自己点検・自己評価委員会規則」に基づいて運営している。今後、外部の助言なども積極的に受入れ、授業評価などの FD(Faculty Development)活動を教職員・学生・保護者へ広く開示し、自己点検・評価の見直しを進めていくことが予定されており、改善・向上が期待できる。

【参考意見】

- ・「自己点検・評価報告書」については、ホームページ上での早期公開が望まれる。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

財務状況については、法人全体として厳しい状況にあるが、流動資産は安定的に確保されており、大学の新校舎の建築費も、第2号基本金として計画的に組入れられている。平成21(2009)年度の大学の収支状況は、新築校舎建築関連の基本金組入額の発生などによって、消費支出超過となっているが、今後の校舎の新築に伴う借入金の返済、減価償却の開始時などに備え、中長期計画が策定されており、教育研究目的の達成のための必要経費の確保、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされている。今後、学園全体として安定した運営ができるよう、学生数の継続的確保に向けた計画の実行が求められる。

会計処理については寄附行為、経理規程及び学校法人会計基準に基づいて適切に行われており、公認会計士による会計監査及び監事による監査も適切に実施している。

財務情報の公開については、学園報「にわうるし」などの印刷物やホームページへ掲載し公開している。

教育研究を充実するための外部資金の導入については、大学寮の経営などの補助活動事業収入をはじめとする事業収入とともに、今後、科学研究費補助金の獲得や寄付金募集の取組みを強化する計画を進めている。

基準9. 教育研究環境

【判定】

基準9を満たしている。

【判定理由】

教育研究活動を達成するために必要な校地・校舎は、設置基準に定める基準面積を上回っている。平成22(2010)年8月には新キャンパスへ移転し、講義室、実験実習室、コンピュータ実習室、図書館などの教育研究施設全般を整備し、安全で快適な修学環境となっている。施設の利用時間は、概ね学生の希望に沿っているが、図書館などの利用時間については時間延長を検討している。また、学生寮も整備し、遠隔地からの修学支援体制を整え、寮生活を通しての建学の精神の具現化に取り組んでいる。

新校舎は耐震基準を満たしており、エレベータの設置、省エネ、バリアフリー化が整備され、また、給食運営実習室はHACCP(ハサップ: Hazard Analysis and Critical Control Point)対応となるなど、教育研究に係る施設設備の利便性や安全性が整っている。法人全体では、施設の耐震調査・改修を順次実施しているが、学生寮については早期に耐震調査を行うことが望まれる。施設全体の維持・管理は、自主点検と外部委託の法定点検などを実施し、継続的な安全性を確保している。

キャンパスは閑静で恵まれた場所にあり、修学環境が整っている。新校舎は、学友会室・文化部室・体育部室のほか、学生ホールや談話コーナーなどの学生サービスの諸室が整備され、学生の満足度が高い教育環境となっている。

【参考意見】

- ・法人全体の耐震補強整備は計画に基づき順次整備を進めているが、学生寮についても早期に耐震調査を行い、その結果において施設設備の安全性を確保することが望まれる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

平成 5(1993)年からの「夏期公開講座」の開催や「管理栄養士国家試験対策講座」の学外受講者への公開、中学校現場での「スクールカウンセリング」の実施、地域との新たな連携を目指した「地域資源活用センター」の設置、弘前市内 6 教育機関による協議の場である「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」の設立などにより、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力をしている。

教育研究上における企業や他大学との適切な関係の構築については、青森県内の大学・短期大学の研究者の集まりである「青森法学会」を設立し、学問的な向上・発展に努めている。また、青森県の事業である「あおもり県民カレッジ連携機関」に参加し、市民対象のセミナーに講師を派遣し、更に身障者への援助、イベント・行事の手伝いなどを内容とする学生のボランティア活動を幅広く支援している。

大学の施設は、概ね地域に開放されており、現在未開放の図書館も開放に向けての計画を進めるなど、大学と地域社会の連携に積極的に努めている。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的責務としての組織倫理に関する規則として、「柴田学園組織規程」「柴田学園個人情報保護規程」「柴田学園情報公開規程」「柴田学園公益通報規程」「公的研究費の管理・監査に関する規程」「東北女子大学研究倫理規程」「セクシュアル・ハラスメント対策委員会規則」などを定めている。また、組織倫理に関する委員会として「不正防止計画推進委員会」「セクシュアル・ハラスメント対策委員会」を設置し、社会的機関として必要な組織倫理を確立し、全学の組織体制の連携において適切な運営が行われている。

危機管理については「危機管理規則」により、諸般の危機に対処するための管理体制、対処方法などを定め、学生・教職員の安全確保を図っている。また、防火・防災対策は消防計画に基づき、教職員で構成する自衛消防隊が対応し、避難訓練・消防訓練も実施している。今後は、具体的な危機管理マニュアルを策定し、日常の危機管理への対応を更に整備することが望まれる。

教育研究成果の公正かつ適切な広報については、紀要を発行し、夏期公開講座で市民に発表を行うなど積極的な取組みを行っている。広報活動については、今後、広報委員会を中心となってより積極的に行うよう計画がなされている。

【参考意見】

- ・危機管理規則は整備されているが、危機管理マニュアルが未整備なので、学生・教職員が迅速に行動できるよう整備することが望まれる。

